

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(日曜日に當り  
は、休業日  
が、休日  
当たると  
の翌日)

◇ 告 目 次  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
解除予定の保安林(三件)

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

◇ 公 告  
昭和五十一年度鳥取県職員採用上級試験の実施

◇ 雑 報  
地方職員共済組合の昭和五十一年度事業計画及び予算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十三条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十一年五月二十七日	医療法人養和会 廣江病院	米子市上後藤三番地
昭和五十一年五月二十七日	越智内科医院	米子市加茂町一丁目九

### 鳥取県告示第四百四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字峠根山七三二の一、七三二の二、七三四の二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、七三四の二一、七三

四の二一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山五九二の五三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上松中三二二九の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所			皆伐面積の限度(ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	町村名	大字名		
水源かん養保安林	八頭郡	のうち河原町及び郡家町を		一九二一・六六	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	若桜		八・七四	若桜
林	八頭郡	智頭		八・〇八	智頭
"	八頭郡	船岡		〇・七六	船岡
"	八頭郡	用瀬		七・九八	用瀬
"	八頭郡	佐治		〇・〇六	佐治
干害防備保安林	八頭郡	船岡		〇・三八	喜才谷山

" "	" "	林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	" "	" "	千害防備保安林	" "	" "	" "	" "	" "	" "	林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	" "	" "	" "										
" "	" "	東伯	倉吉	東伯	倉吉	気高	鳥取	岩美	" "	" "	気高	鳥取	" "	" "	岩美	" "	八頭	八頭	気高	岩美	鳥取	" "	" "	" "					
関	三	東				鹿	岩	青	鹿	気	福	国	岩	郡	河	河原	河原	郡家							用	" "	" "		
金	朝	郷				野	美	谷	野	高	部	府	美	家	原	郡家											瀬		
						水谷	高路	長谷																			赤波	水口	" "
																												池ノ内下平	明見谷東平
一八・四四	三八・三五	四八・六四	三〇・三五	一二七九・七〇		一・〇二	一五・八二	四・二六	一〇・七四	六四・八六	一・七六	七六・一五	〇・三〇	五・二四	一〇一・八七	九・三八	六・五八	八九四・九〇									一・六〇	〇・七二	〇・四六
関	朝	郷	倉吉	倉吉地区		水谷	高路	長谷	青谷	鹿野	気高	鳥取	福部	国府	岩美	河原	鳥取地区									赤波	池ノ内下平	明見谷東平	
" "	" "	" "	" "	千害防備保安林	" "	" "	" "	" "	" "	" "	林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	千害防備保安林	" "
" "	" "	" "	" "	西伯	" "	日野	米子	" "	" "	" "	西伯	日野	西伯	米子	" "	" "	" "	" "	東伯	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	倉吉	" "
" "	西	" "	" "	大山	江府	溝口	" "	西伯	岸本	会見	大山	中	日野	溝口	江府	" "	" "	東伯	大	大	東	東	東	東	東	東	東	東	東
伐株	法勝寺	長田	赤松	宮内	ほか	宮内	ほか	門	野										宮内	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
大谷奥	孝靈山	ほか	野	宮内	坊領	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山	中	日野	溝口	江府			宮内	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
〇・一〇	〇・八二	二・二〇	〇・〇三	一〇・七七	二・四八	四・二八	〇・一〇	五・二八	四・六六	一・三二	三・九二	〇・六四	五六三・七八	〇・七六	〇・六四	〇・〇四	一・三〇	〇・〇四	〇・〇四	〇・六六	一・七六	〇・三〇	一・六四	一・七六	〇・三〇	一・六四	一・七六	〇・三〇	一・六四
大谷奥	法勝寺	孝靈山	門野	宮内坊領	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山	中	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大	大	栗尾	志津	一六・四七	一・七六	〇・三〇	一・六四	一・七六	〇・三〇	一・六四

水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	日野 日野・日南	二五八・五九 一七・四八 四・六八	日野地区 野 日南
〃	〃		
日南	野		

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和五十一年五月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良（弓原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十一月八日 鳥取県指令受都計第五百三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字犬島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役社長 墨土愼市

鳥取県告示第四百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、西品治第二団地、高山第二団地及び緑が丘第四団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ鳥取市、岩美町及び智頭町に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

昭和51年度鳥取県職員採用上級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和51年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
行政	若干名	知事、教育委員会又は警察本部の事務部局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
社会福祉	1名	知事の事務部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
農業	若干名	
林業	若干名	

## 2 受験資格

## (1) 学歴等

学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。

## (2) 年齢及び性別等

試験区分	年齢及び性別等
行政	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者
社会福祉	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子で、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者又は昭和52年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
農業	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子で、農業改良普及員の資格を有する者又は昭和52年3月31日

までにこの資格を取得する見込みの者

林業、昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子

(注) 「社会福祉」の受験資格中、「社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者」とは、次のとおりです。

(1) 大学において次に掲げる社会福祉に関する科目のうち3科目以上を修めて卒業した者

社会事業概論、社会事業史、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業施設経営論、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、医療社会事業論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、修身、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

(2) 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験種目	試験内容	時間
教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度において択一式により行います。	2時間30分
専門試験	公務員として必要な専門的知識及び能力について、大学卒業程度において択一式及び記述式により行います。	択一式 2時間 記述式 1時間30分
適性検査	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。	25分

(2) 専門試験の出題分野

各試験区分ごとの専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学

(3) 試験日時及び試験場

試験種目	試験日時	試験場
社会福祉	昭和51年7月25日(日)	鳥取市東町二丁目112
農業	受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から	鳥取県立鳥取西高等学校
林業		鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第一次試験の合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、専門試験の成績及び適性検査の結果を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の基準に達しない者は不合格となります。

イ 発表

昭和51年9月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

- (1) 試験種目
  - ア 口述試験 個別面接による試験を行います。
  - イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。
- (2) 試験日時及び試験場
 

昭和51年10月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については第一次試験合格者に書面で通知します。
- 5 身上調査
 

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。
- 6 最終合格者の発表
 

昭和51年11月1日に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。
- 7 合格者の採用及び給与
  - (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に採用候補者として高点順に登載されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。
- (2) 採用候補者名簿に登載された者は、各任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高点順に採用候補者として推薦され、各任命権者が行う面接、身体検査などを受けて、そのうちから採用が決定されます。

なお、採用は、昭和52年4月1日以降に行われます。
- (3) 給与は、原則として給料月額77,300円が支給され、その後は定期に昇給します。

また、上記給与のほかに諸手当として期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

- 8 受験手続及び受付期間
  - (1) 受験申込書の交付
 

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局において交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の上に「上級請求」と朱書し、あと先明記の50円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。
  - (2) 受験の申込み
    - ア 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の上に「上級受験」と朱書してください。

なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはってください。
  - イ 受験申込みの際には、試験区分のうちのいずれか一つを選んでください。

なお、申込みの締切りまでは、試験区分の変更ができます。
- (3) 申込み受付期間
 

昭和51年6月10日(木)から昭和51年7月5日(月)まで受け付けます。

なお、郵送による申込みは、昭和51年7月5日までの消印のあるものに限り受け付けます。

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた

申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。
- (2) 郵便による問い合わせの際には、おて先明記の50円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

報 雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき昭和51年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和51年6月1日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

昭和51年度事業計画及び予算の要旨

第 1 事業計画

1 組合に属する地方公共団体の数

区 分	数
都 道 府 県	47
一 部 事 務 組 合	17
地 方 開 発 事 業 団 計	5
	69

2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度未見込)

(単位人：千円)

組 合 員 類 別	一 般 組 合 員	知 事	短 期	船 一 般 員 任 意 継 続 組 合 員	職 員 組 合 員 計	計		
							組 合 員 数	給 料 (俸 給) 額
	869,827	46	3	1,358	480	316	2,429	374,459
	59,900,311	15,640	1,020	221,988	104,033	46,162	254,175	60,543,329
	—	—	—	—	—	—	—	162
	624,498	75	8	3,111	552	686	1,539	630,469
	—	—	—	—	—	—	—	1,68

3 組合職員の数(年度未見込)

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	196	49	149	1,600	47	107	281	2,429

4 短期経理、長期経理及び保健経理における負担金率及び掛金率

(千分率)

区 分	負 担 金 率			掛 金 率		
	短 期	長 期	保 健	短 期	長 期	保 健
一 般 組 合 員	35.8	65.0	1.2	35.8	47.0	1.2
知 事 組 合 員	35.8	78.0	1.2	35.8	56.5	1.2
短 期 組 合 員	35.8	—	1.2	35.8	—	1.2
船 員 一 般 組 合 員	58.8	65.0	1.2	23.8	47.0	1.2
船 員 継 続 組 合 員	35.8	65.0	1.2	35.8	47.0	1.2



5 主たる経理単位別の概況

(1) 短期経理

医療費の急増に伴う短期経理の財政収支の悪化に対処するために、掛金率及び負担金率をそれぞれ千分の3.5づつ引き上げるとともに、家族療養費附加金のいわゆる足切り額を1,000円(現行500円)に引き上げることとし、さらに昨年にひきつづいて医療費急増対策を積極的に推進するものとした。

(2) 長期経理

年度末資産総額は前年度末より82,726百万円増加し、532,740百万円となる見込みである。

その構成割合は、流動資産及び長期投資(1号資産) 39.0%(208,301百万円)、組合の行う事業のうち不動産の取得及び不動産の取得のための貸付金(2号資産) 15.0%(79,780百万円)、組合の行う事業のうち不動産の取得以外の貸付金(3号資産) 46.0%(244,659百万円)となる見込みである。

(3) 保健経理

保健事業として施設経営(海の家、山の家及び運動施設の運営等)に44百万円、健康管理(人間ドック、健康診断、予防接種、成人病検診、医薬品配布等)に715百万円、レクリエーション(運動会、各種スポーツ大会、各種行事、各種レクリエーション補助、各クラブ助成、運動用品配布等)に825百万円、その他の事業(健康者表彰、永年勤続者表彰、長期療養者慰問等)に96百万円総額1,680百万円の事業を行う予定である。

(4) 医療経理

24支部が実施しており、組合員のための医療施設として病院1、診療所22、結核病棟1を経営する。

(5) 宿泊経理

宿泊所、保養所施設として経営するものは、年度内開館するもの9施設また閉館するもの3施設であり、年度末においては82施設となる予定である。

(6) 貯金経理

15支部が実施し、本年度末貯金総額は40,101百万円で、148千件となる見込みである。

(7) 貸付経理

本年度末組合員貸付金総額は、246,211百万円で、190千件となる見込みであり、うち、住宅貸付分は235,511百万円で、145千件である。

(8) 物資経理

12支部が実施しており、事業種目は、物品販売、物資購入轉売、食堂及び理容美容等である。商品売上及び施設収入の総額は8,191百万円となる見込みである。

## 昭和51年度各経理単位別収支見込み状況

(単位：百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負 担 金 ・ 掛 金	51,849	116,869	742	1,727					
施設収入、患者収入、商品売上				158	1,161	10,158			8,191
他 経 理 よ り 繰 入 金			226		36	416	1	4	53
利 息、そ の 他、収 入	350	28,594	94	523	19	275	3,248	13,100	93
前年度繰越支払準備金	8,095	169							
前年度繰越責任準備金		449,356							
計	60,294	594,988	1,062	2,408	1,216	10,849	3,249	13,104	8,337
(支 出)									
給 付 金	51,657	62,712							
役 職 員 給 与			623	128	474	3,404	123	269	646
薬品、医療材料、飲食材料					466	2,688			283
商 品 仕 入						284			6,966
支 払 利 息	7					582	2,993	12,316	20
他 の 経 理 へ 繰 入		102		634					
そ の 他 の 支 出		11	466	1,916	224	3,890	57	519	410
次年度繰越支払準備金	8,610	160							
次年度繰越責任準備金		532,003							
計	60,274	594,988	1,089	2,678	1,164	10,848	3,173	13,104	8,325
差 引 当 期 利 益 金	20		△ 27	△ 270	52	1	76		12
年 度 末 支 払 準 備 金	8,610	160							
年 度 末 責 任 準 備 金		532,003							
年 度 末 積 立 金			159	668	283	2,471	756		141
年 度 末 剩 余 金	△ 1,209		78	981	75	0	0		90

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

県

【定価】一部一箇月八百円(送料を含む。)